

国立大学法人東京農工大学全学計画評価委員会規程の一部改正

現行				改正案				改正理由
(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3) 略 (4) 学務部長、研究国際部長、総務部長及び財務部長 (5) (略) 2 (略)				(組織) 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(3) 略 (4) 学務部長、研究推進部長、総務部長及び財務部長 (5) (略) 2 (略)				
別表2(第7条第4項関係)				別表2(第7条第4項関係)				
部会名	委員構成	所掌事項	事務担当	部会名	委員構成	所掌事項	事務担当	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
研究	◎理事(学術・研究担当) ○農学研究院長及び工学研究院長 (略) ・研究国際部長 (略) ※研究部会の副部長は、	研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	研究国際部研究支援課	研究	◎理事(学術・研究担当) ○農学研究院長、工学研究院長及びグローバルイノベーション研究院長 (略) ・研究推進部長 (略) (削る)	研究に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	研究推進部研究支援課	

	農学研究院長及び工学研究院長とする。						
国際交流・広報・社会貢献	◎理事(広報・国際担当) (略) ・ <u>研究国際部長</u> (略)	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	<u>研究国際部</u> 国際交流課	国際交流・広報・社会貢献	◎理事(広報・国際担当) (略) ・ <u>学務部長</u> (略)	国際交流・広報・社会貢献に関する第2条各号の事項に係る原案の作成その他必要な事項	<u>学務部</u> 国際交流課

附 則(教規程第13号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。